

速報！さくらユウワ通信

少額減価償却資産の特例 改正(令和8年4月適用開始)

令和8年度税制改正により、中小企業向けの「少額減価償却資産の特例」が拡充されました。
物価上昇やIT機器の高機能化に対応し、一括で経費計上できる金額の上限が引き上げられました。

概要

中小企業者等が、取得価額一定金額未満の減価償却資産を取得した場合に、一定の要件の下でその全額を損金算入(即時償却)できる特例です。今回の改正で以下の点が変更されました。

- 取得価額の上限が「30万円未満」から「40万円未満」へ引き上げ
- 適用期限が、令和11年(2029年)3月31日までとなり3年間延長
- 対象となる法人の要件が一部厳格化(従業員数400人以下)

改正内容 比較

項目	改正前(～R8.3.31)	改正後(R8.4.1～)
取得価額の判定	30万円未満	40万円未満
年間合計限度額	300万円	300万円(据え置き)
従業員数要件	500人以下	400人以下
適用期限	2026年3月末まで	2029年3月末まで(3年延長)

留意点

- 判定基準日について
この改正は、令和8年4月1日以降に「取得」かつ「事業の用に供した(使い始めた)」資産から適用されます。令和8年3月中に納品されたものは旧基準(30万円)が適用されるため注意が必要です。
- 経理方式の違いによる取得価額の判定
採用している消費税の経理方式で取得価額の判定が変わるので注意が必要です。
税込経理方式を採用している場合⇒税込で40万円未満
税抜経理方式を採用している場合⇒税抜で40万円未満
- 年間合計限度額の据置
1件あたりの上限は40万円に引き上げられましたが、「年間合計300万円まで」という総額の限度額は変更ありません。高額な資産を多数購入する場合は、合計額の管理が必要です。

参考サイト

- 財務省:令和8年度税制改正の大綱
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf
- 中小企業庁:財務・税制支援ページ
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tokurei/syougaku_shisan.html

ご不明な点ございましたら、各担当者までお気軽にお問い合わせください。【吉丸】